

令和5年に施行された 不当寄附勧誘防止法 をご存知ですか？

このような**寄附勧誘**を行って人を困惑させることは**禁止**されています！



このような**配慮に欠ける寄附勧誘**も**不当**です！



- ▶ 従業員等が禁止行為・配慮義務違反を行った場合、**法人等が勧告・命令等の行政措置の対象**となることがあります。
- ▶ **禁止行為により行われた寄附は取消しの対象**となることがあります。

詳しい法律内容・Q&Aは**消費者庁ホームページ**へ

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan